

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う 指定管理施設の対応に関するお願い（第3報）

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者拡大については厚生労働省をはじめ各関係機関より様々な情報が出されており、全国の指定管理施設では臨時休館、事業の休止や延期、また施設利用者に対し利用の中止や自粛要請など、様々な対応が行われているところです。

一般社団法人指定管理者協会では、この度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る公の施設の管理運営について、地方公共団体及び施設の管理運営に関わる皆さまに向け、感染拡大の抑止、施設利用者への配慮、指定管理施設で働く者の安全衛生、そして安定かつ持続的な管理運営業務のあり方について、以下の通り対応及び配慮をお願いするものです。

### 1. 感染拡大の抑止

指定管理者制度に基づく管理運営を行っている公の施設では、来館・利用される方々に対し多種多様な住民サービスを提供しています。この業務は様々な管理運営形態がありますが、利用される市民と対面で何かしらのサービスを提供する事は決して少なくありません。指定管理施設及びそこで働く人が感染源、患者クラスターとならないため、感染予防・防止策として以下の対策を適切に講じることをお願いします。

<指定管理者及び指定管理施設を所管する地方公共団体（自治体など）に対して>

- 政府、厚生労働省及び関係機関が発信する情報について、常に新しい情報の収集に努め、適切な措置を講じること

<来館・利用者に対して>

- 臨時休館の判断、講座・イベント等の実施判断（全国的に臨時休館の措置を講じている施設が多くあります。施設所有者である地方公共団体（自治体など）の指示、協議に基づき、適切な対応をお願いします）
- 手指消毒・除菌のためこまめな手洗い（洗浄液等の使用による）、手洗い消毒液の使用のお願い
- 咳エチケットのお願い
- 体調不良、倦怠感を感じている利用者への入館、講座・イベント等への参加自粛要請
- 啓発ポスター等の設置

＜従業員に対して＞

- 体調管理の徹底（十分な睡眠、休養、バランス良い食生活）
- 出退勤時の体調チェック
- こまめな手洗い（洗浄液等の使用による）、手洗い消毒液の使用、うがいの徹底
- 咳エチケットを行うこと（マスクが入手しにくい状況ですが、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることも有効です）
- 適度な湿度を保つこと
- 倦怠感を感じる従業員がいる場合は初期症状のうちに休みを取らせること

## 2. 適切な情報公開と利用者への説明

施設の臨時休館、講座・イベント等の実施、また施設利用に際しての注意事項等について、利用者及び利用されようとしている方に対し適切な情報公開を行うことが必要と考えます。このため指定管理者は以下の事に留意し、適切な措置を講じることをお願いいたします。

- 施設の臨時休館、講座・イベント等の実施について、施設責任者、施設に従事する者などが独自、独断で検討・判断をせず、社内・団体内、地方公共団体（自治体など）の所管部門と協議を行い、判断基準をあらかじめ定めておくと共に情報公開を積極的に行うこと。
- 実施日などを踏まえ時系列でラインを設定・確認し、いつまでに結論を出し、どうPRするかの手順を検討すること
- 中止・延期の決定をした際、その後の施設利用料金、参加費の返金、施設利用者に対するフォローアップなどを検討しておくこと
- 開催する場合、安全対策をしっかりと講じること。また、それを事前・事中にホームページやSNS、また施設・会場等で告知を行うこと
- 施設利用者または施設で働く人が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染してしまった事が発覚した場合の情報公開及び報道対応についての公表手順、方法などについて検討すること

## 3. 施設利用者への配慮

令和2年2月下旬以降、日本政府の要請により全国各地の公共施設（指定管理者による管理運営の如何を問わず）では臨時休館、施設利用の自粛要請により大きな影響が出ており、現在もその状態が続いています。そのため、貸館として施設利用許可を受けた団体が急きょ施設を利用できなくなり、また自粛要請に従い利用を自ら取り止めた等が報告されています。

通常は条例等により定められた規則を遵守するところですが、今回の新型コロナウ

ウイルス（COVID-19）に起因して利用が出来なくなってしまった、また利用の自粛は、不可抗力（市及び指定管理者のいずれの責めによるものではない）であると考えます。

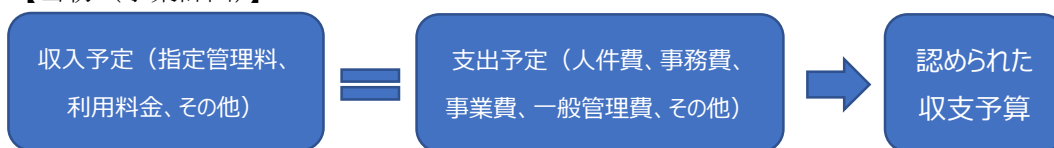
このような場合、条例等により返金不可またはキャンセル料の徴収をすべきところを改め、全額を返金対象とすることを検討頂きたいと考えます。

#### 4. 安定かつ持続的な管理運営業務のために（指定管理施設の経営に係ること）

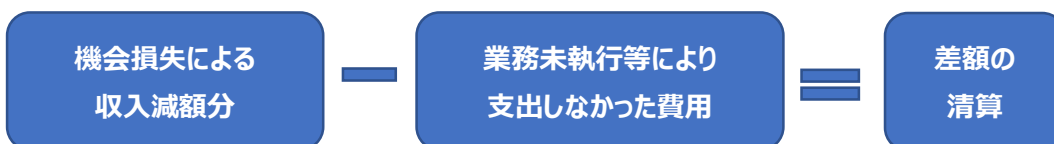
現在、指定管理施設では臨時休館により様々な課題に直面しています。その中で一番の悩みは指定管理業務が履行できないことによる収入の減少だと考えます。これは、当初予定していた収入想定に対し、指定管理者がコントロール出来ない（不可抗力）事由により利用料金収入を得ることが出来ないこと、また当初予定されていた事業が実施できないことによる指定管理料の減額（業務の未履行による）などが考えられます。一方で、本来実施、履行すべき業務が臨時休館により実施できなくなることで、当初想定していた支出が少なく済むものも出てくると考えます。

今回の未曾有の危機に際し、地方公共団体及び指定管理者は、公の施設の管理運営を今後も適切かつ継続的に業務が実施できるよう、以下のような考えで清算手続きを行うべきだと考えます。

##### 【当初（事業計画）】



##### 【今回清算すべきと考える内容】



ただし、人件費は今回の臨時休館で業務が縮小されることにより給与が大幅に減ってしまう、また学校の休校措置により託児等が出来なくなったことにより家庭での対応が必要になったことによって働くことが出来なくなってしまふなどの事例は少なくありません。働く人の勤務機会の継続や家庭環境含め生活の安定性（ワーキングプアな状況にしない事）の重要性を鑑み、人件費は実際の出勤実態に捉われない、特段の配慮をお願いしたいと考えます。

また指定管理者は想定された収入が得られない状況の中で過度な費用負担を強いられるとなると、事業の継続性に支障をきたす恐れも出てきます。

費用についてはリスク分担表で定められたものと杓子定規に判断するのではなく、指定管理者の負担とならないよう配慮をお願いします。

例) 清算を検討する際の具体的な収入項目、支出項目について

<収入を補償することを検討すべき内容>

I. 利用料収入（指定管理料の算出根拠になっている収入）減少への補填

- ① 自治体からの指示による利用許可の取消により還付した施設利用料金
- ② 臨時休館により利用できなくなってしまった分の施設利用料金
- ③ 上記①②の対応に伴い発生しなくなった付帯設備等利用料の見込み金額
- ④ 施設の臨時休館により減少した駐車場料金など
- ⑤ 上記のほか実施しなかったことによる収入の減少（自主事業を含め指定管理業務の収入で、かつ管理運営業務の収支に直接影響を及ぼすもの）

<支出項目として必然的に発生する（減額が出来にくい）項目として>

II. 人件費について

- ① 臨時休館中であっても、業務を行うための人員配置は必要であり、人件費は発生します。実態に応じた支出を認めて頂きたいと考えます。
- ② 臨時休館により出勤が出来なくなった場合でも賃金支給が必要となる場合があります（労働基準法第 26 条関連「休業期間中の休業手当」）

III. 講座、イベント等の事業に係る経費について

【中止の場合】

- ① 出演料、講師謝礼金等（全額または減額交渉後の金額）、ポスター・チラシ、チケット発行など中止決定までに発生した制作費用
- ② チケット、参加料の返金に係る手数料

【延期の場合】

- ① ポスター・チラシ、チケット発行など中止決定までに発生した制作費用
- ② 延期により追加で必要となった経費（チケット、参加料は延期で有効とするも、チケット購入者、参加希望者からの申し出による払い戻しが発生する場合があります）

IV. その他の経費について

- ① 光熱水費（一定の減額可能性があるものの、気候条件などで年度の振れ幅が発生することを考慮する必要があります）
- ② 修繕費（新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施の延期となっている事案など）

<清算手続きについて>

V. 決算報告書の提出時期について

令和元（平成 31）年度の指定管理業務について、通常であれば 3 月末までの業務に対し年度決算を行わなければなりません、上記 I～III を踏まえ、地方公共団体（自治体など）と指定管理者の間で清算手続きが必要になると考えます。

この場合、業務終了後の一定期間内に決算報告書の作成・提出が必要なところですが、今回の新型コロナウイルスに関する対応により様々な要因を鑑みた清算手続きの検討を行わなければならなくなった場合、協議が長期化するため、決算処理が出来なくなる可能性もあります。

このため、決算報告書の提出時期について、必要に応じ一定の配慮（提出期限の延長等）をお願いしたいと考えます。

## 5. 参考資料

### I. 過去の提言から

一般社団法人指定管理者協会は、毎年秋頃に、民間事業者が指定管理者としての施設運営を担うという立場から、より良い制度運営のあり方を模索するための「提言」を発信しております。これまで11回もの提言を発信してきましたが、そのうち2回は震災（東日本大震災、熊本地震）を受け、災害時・非常時における運営、地方自治体との連携のあり方について述べてきております。

今回の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についても「非常時」であり、過去の経験から課題解決の参考になるものと考え、参考資料として引用、ご紹介します。

「平成28年度提言 熊本地震をふまえた公の施設の管理のあり方と行政との役割分担について」

#### 第2部 提言（13ページ以降）

#### （3）地方自治体からの指示発信から現在までに発生した課題を通じての教訓とそのために平時から準備しておくべきこと

##### 3-a. 指定管理者の被害・損失などについて（参考：平成23年度提言5ページ）

##### ① 起こり得る状況

災害発生時には、避難所運営や、施設の本来の運営を維持するために、当初の協定書に規定されていない追加的な支出が必要になる可能性があります。また、施設の機能停止による利用料金収入の減少というリスクも発生し得ます。特に、利用料金収入の割合が大きい施設においては、自助努力だけでは施設の管理を継続することも難しい事態に直面する可能性があることの認識も重要です。

##### ② 本事項における提言

平成23年度提言において、通常指定管理者業務が遂行できないような状況に陥った場合、通常指定管理者業務が遂行できない影響として、収入の減少や、費用の追加などの算定を行い、地方自治体と指定管理者の間で協議することで、適切な手当てを行っていくことの必要性について触れています。

- 施設のサービス提供における固定的な支出の負担
- 業務範囲や内容の変更に伴う支出額の変化分の負担

- 地方自治体への納付金を行っている施設における納付金の対処
- 利用料金制導入施設における収入減少分補償等

これらの手当については、全てを指定管理者の自己負担とすることは難しく、基本的に地方自治体側で負担すべきものと考えられます。ただし、地方自治体としても様々な制約や条件があることも想定されます。そうしたことを踏まえ、協定書には、地方自治体と指定管理者の間で真摯に協議を行い、対応を検討する旨を定めておく必要があります。

### 3-b. 施設の予約金等、前受金の還付に関する取扱いについて

(参考：平成23年度提言6ページ)

#### ① 起こり得る状況

利用料金制を採用している指定管理施設において、施設利用者が予約する際の「予約金（前受け金）」等を預かっている場合があります。東日本大震災では、指定管理者が預かっている前受け金を無条件に施設利用者に払い戻すように、地方自治体が指定管理者に要請したケースが数多くありました。

指定管理者制度の公募に際して、これら予約金などの前受け金も、実際には指定管理事業全体の収支の一部として、施設の管理運営経費の支払いに回すことも多く、災害時において収入が減ってしまった場合、指定管理者によっては適正な施設の管理運営や、一定のサービスの質を維持し続けることが困難になる場合もあります。

熊本地震においても同様のケースが発生し、改めてこの課題が表面化しました。

#### ② 本事項における提言

前受け金の還付については、上述のように、一定の基準を満たす不可抗力や、或いは地方自治体が還付を決定する場合に関しては、利用者に対して前受け金の払い戻し（還付）を行うこととなります。

熊本地震発生時においても、ある施設において払い戻し（還付）を行う必要性が生じたため、一旦は、指定管理者が立て替えることで対処しているという事象がありました。

利用料金収入の割合が高い施設ではこの費用は想像以上に大きな金額となる場合もあり、いつまでも民間事業者だけで負担を強いられたり、立て替え続けることが困難となったりするケースもあります。

熊本地震においても東日本大震災発生時と同様の課題が顕在化したことから、改めて、協定書には、上記のルールを予め定めておくことの必要性が明らかとなりました。

平成23年度提言にも述べられているとおり、「一定基準を満たす不可抗力」を具体的に記述することは難しいと考えられますが、実際にそうした前受け金の払い戻しの必要性が生じた場合には、地方自治体と指定管理者の間で十分な協議を行うことが重要であることについて、本提言でも改めて発信いたします。

#### 平成28年度提言

熊本地震をふまえた公の施設の管理のあり方と行政との役割分担について

[http://www.shiteikanri.org/Portals/0/pdf/teigen/H28\\_teigen\\_data.pdf](http://www.shiteikanri.org/Portals/0/pdf/teigen/H28_teigen_data.pdf)

#### 平成23年度提言

震災等災害発生時における自治体と指定管理者との連携の在り方について

[http://www.shiteikanri.org/Portals/0/pdf/teigen/H23\\_teigen\\_data.pdf](http://www.shiteikanri.org/Portals/0/pdf/teigen/H23_teigen_data.pdf)